



平成 20 年 2 月 14 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区南本町 1 丁目 3 番 17 号
会社名 株式会社 イ ッ コ ー
代表者の役職名 代表取締役社長 岡本 隆男
(コード番号 8 5 0 8)
(上場取引所 大阪証券取引所 市場第 2 部)
決算期 3 月
問い合わせ先 常務取締役 高柳 芳信
電話番号 0 6 - 6 2 6 4 - 0 0 1 5

当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、藤澤 信義氏（以下「公開買付者」という。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」という。）について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 【公開買付者の概要】（平成 20 年 2 月 14 日現在）

- (1) 【氏名】 藤澤 信義
- (2) 【生年月日】 昭和 45 年 1 月 17 日
- (3) 【住所】 東京都中野区新井 4 丁目 30 番 9 号
- (4) 【職歴】
 - 平成 14 年 9 月 株式会社ビー・ジャパン（平成 17 年 9 月、株式会社ライブドア不動産に商号変更。現ヴィンテージ株式会社。以下同じ）取締役就任
 - 平成 15 年 6 月 株式会社ビー・ジャパン代表取締役就任
 - 平成 16 年 7 月 株式会社ネクストステップ（平成 17 年 9 月、株式会社ライブドアリアルエステートに商号変更。現株式会社 Revival Asset Management）取締役就任
 - 平成 17 年 9 月 株式会社ライブドアクレジット（現かざかファイナンス株式会社）取締役副社長就任
 - 平成 17 年 9 月 ライブドア債権回収株式会社（現ワークアウト債権回収株式会社。以下同じ。）代表取締役就任
 - 平成 17 年 10 月 株式会社ライブドアファクタリング（現株式会社セシールクレジットサービス）代表取締役就任
 - 平成 17 年 10 月 株式会社ライブドアクレジット（現かざかファイナンス株式会社）代表取締役就任（現任）
 - 平成 18 年 7 月 株式会社ライブドアリアルエステート（現株式会社 Revival Asset Management）取締役辞任
 - 平成 18 年 7 月 株式会社ライブドア不動産代表取締役辞任
 - 平成 18 年 8 月 株式会社ライブドア不動産取締役辞任
 - 平成 18 年 9 月 ライブドア債権回収株式会社代表取締役辞任、同取締役辞任
 - 平成 19 年 10 月 株式会社セシールクレジットサービス代表取締役辞任、取締役（現任）
- (5) 【公開買付者と当社の関係等】（資本関係・人的関係・取引関係・関連当事者への該当状況）
該当事項はありません。

2【本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成20年2月14日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて賛同の意を表明すること、及び本公開買付けの買付価格の妥当性及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。なお、当社取締役である尾崎 田貴男は、本公開買付けに応募することに同意している全国保証株式会社（以下「全国保証」という。）の常務取締役を兼務しており、特別利害関係を有すると考えられることから、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、昭和52年の創業以来、小口・短期金融を中心とした事業者金融に特化してまいりました。平成17年1月には信用保証業を営む全国保証グループに入り、全国保証から資金調達の支援・協力を得ながら、全国保証が住宅ローン保証業務等で培った与信ノウハウ、不動産担保管理ノウハウを吸収し、従来の事業者向け無担保融資のみならず、不動産担保ローンにも力を入れ、業容拡大を図ってまいりました。

しかしながら、当社が属する貸金業界においては、利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息返還請求が高止まりしていることや貸金業法等の改正に対応すべく、同業各社においても大胆なリストラや店舗網の再編成を行うなど、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境を踏まえ、当社は経営効率の向上ならびに本支店の一層の合理化を図るため、店舗網の縮小及び希望退職者の募集による人員削減を実施し、関東2店舗・中部1店舗・関西2店舗の5店舗体制（平成19年12月31日現在）とするとともに、無担保貸付から中古マンションのリフォーム資金や戸建住宅の建築資金など、付加価値があり融資期間が短期となる不動産担保貸付を中心とした有担保貸付への移行を推し進めるなど、さまざまな市場環境変化に対応してまいりました。

一方、公開買付者は、消費者金融、不動産担保ローン、ファクタリング業務、債権回収業及びクレジットカード事業等を営む企業経営の実績とそれらを通じた企業再生実行の経験の有しており、現在、日本有数の投資会社であるアドバンテッジパートナーズが全株式を有するかざかフィナンシャルグループ株式会社の子会社であるかざかファイナンス株式会社の代表取締役の他、プロミス株式会社の孫会社にあたる株式会社セシールクレジットサービスの社外取締役を務めております。

当社は、公開買付者から、公開買付者の有する消費者金融業の経験及びそれに関連する企業再生ノウハウの提供を受けることで、当社の主力業務である不動産担保ローンをより資金回収の効率性・機動性の高い業態に移行させ、その業容を拡大し、収益性の向上を図ることで、事業の再生を図るビジネスプランの提案を受け検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社としては、貸金業界において今後一層の淘汰が進むと予測されるものの、金融事業会社の代表として公開買付者が今まで培ってきた資金調達手法・ネットワーク、経営の効率化と改善のノウハウの導入により、当社の企業価値向上を図ることは可能と考えるに至りました。また、当社をプラットフォームとして活用すれば、業界再編の中で今後淘汰される同業者の顧客の受け皿となることにより、新たな時代のノンバンクとして成長することも可能であり、当社には様々な可能性があると考えております。

当社は、公開買付者が新たに筆頭株主となることにより、当社の販売力及び潜在能力を基盤とし、公開買付者の価値創造のノウハウを最大限に活用することで、より一層経営の強化と長期的な収益力の強化、ひいては企業価値の最大化を協働で実現できるものと考え

ます。

上記の理由により、当社は、公開買付者と当社の経営方針について協議を進めた結果、平成20年2月14日開催の取締役会において、公開買付者の行う当社株式に対する本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

また、当社の親会社である全国保証につきましても、かねてより経営資源の選択と集中を検討しておりましたが、公開買付者のビジネスプランのもとで事業の再構築を行うことが当社の企業価値の向上につながるとの判断に至り、本公開買付けへの応募を通じて保有当社株式を公開買付者に譲渡することとなりました。なお、当社は、かかる全国保証グループからの離脱に伴い当社の連結子会社である株式会社野村エステート・ファイナンス(以下「NEF」という。)の当社保有にかかる全普通株式1,050株(所有割合52.5%)を、本公開買付けの成立を条件として全国保証に売却する契約を本日付で締結いたしました。かかるNEF株式の売却が実行された場合には、連結ベースで215百万円、単体ベースで322百万円の特別損失が発生する予定であります。なお、かかるNEF株式の売却に伴う子会社の異動、及び当社平成20年3月期の通期業績予想の修正についても本日付で開示いたしております。

本公開買付けの買付価格である当社普通株式1株あたり43円は、平成20年1月15日から平成20年2月13日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における1ヶ月(21営業日)の平均終値である43円を基準に決定されております。平成20年2月13日の同市場における当社株式の終値は47円であり、本公開買付けの買付価格はその約8.5%のディスカウントをした金額となります。本公開買付けの買付価格については、公開買付者と公開買付者への株式の譲渡を希望する全国保証との間での交渉により決定されたものであり、公開買付者は全国保証から本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。当社は第三者算定機関に株式評価を依頼しておらず、必ずしも本公開買付けの買付価格が当社株式の公正な株式価値を反映したものではない可能性があります。そのため、上記のとおり、当社は、公開買付者が当社の筆頭株主になることにより当社の企業価値の向上に資するものであると判断し、本公開買付けには賛同するものの、本公開買付けの買付価格の妥当性及び本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断を委ねることといたします。

本公開買付けは、買付を行う株数に上限が設定されておりますので、本公開買付け後も当社の上場は維持される予定であります。当社は、本公開買付け後も上場会社として自主性を持って経営を行い、株主の皆様の期待に応えるよう企業価値の向上に努める所存であります。本公開買付けの詳細につきましては、公開買付者が提出した公開買付届出書をご参照ください。

3【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

4【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

5【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

6【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上

平成 20 年 2 月 14 日

各 位

氏 名 藤 澤 信 義
電話番号 TEL (0 3) 3 3 8 7 - 2 9 1 7

株式会社イッコー株式に対する公開買付け開始等に関するお知らせ

藤澤信義は、株式会社イッコー（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長 岡本隆男、以下「対象者」といいます。）の普通株式（銘柄コード：8508、大阪証券取引所市場第二部）を公開買付けにより取得することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

公開買付者は、対象者の普通株式 13,854,000 株（対象者の発行済株式総数に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）は約 50.1%）を取得の下限と設定し、普通株式 16,591,000 株（株式所有割合は約 60%）を取得の上限とした本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、対象者の発行済株式総数の過半数を取得し、対象者に経営参画することを目的としております。なお、取得の下限を約 50.1%と設定した理由は、経営権の取得及び筆頭株主である全国保証株式会社（以下「全国保証」といいます。）の持株比率（株式所有割合は約 50.66%）を念頭に置いたものであり、取得の上限を約 60%と設定した理由は、対象者の上場維持と公開買付者の資金運用の効率を勘案したためです。

なお、現時点において、公開買付者は対象者の株式を所有しておりません。

公開買付者は、消費者金融及び不動産担保ローン、ファクタリング業務、債権回収業、クレジットカード事業等を営む企業経営の実績とそれらを通じた企業再生実行の経験を有しており、現在、日本有数の投資会社であるアドバンテッジパートナーズが 100%株式を有するかざかフィナンシャルグループ企業であるかざかファイナンス株式会社（以下「かざか F」と総称します。）の代表取締役の他、プロミス株式会社の孫会社にあたる株式会社セシールクレジットサービスの社外取締役を務めています。

対象者は、昭和 52 年に設立され、関西圏を中心として、主として中小企業、個人事業主を対象とした事業資金融資を営む企業であり、早い時期に与信審査にスコアリングシステムを導入するなど、与信管理及び回収に高い専門性とノウハウを有しています。平成 10 年には、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）第二部に上場を果たしました。

平成 17 年 1 月には、対象者は、信用保証業を営む全国保証（株式所有割合は約 50.66%）の子会社となり、全国保証から資金調達の支援・協力を得ながら、全国保証が住宅ローン保証業務等で培った与信ノウハウ、不動産担保管理ノウハウを吸収し、従来の事業者向け無担保融資のみならず、不動産担保ローンにも力を入れ、業容拡大を図ってきました。

しかしながら、貸金業規制法の改正や利息返還請求の増加等の貸金業界が直面する構造的な問題の影響を受けて、対象者の業績は低迷しています。

公開買付者は、公開買付者の有する消費者金融業及びそれに関連する企業再生ノウハウを提供し、対象者の主力業務である不動産担保ローン事業をより資金回収の効率性・機動性の高い業態に移行させ、業容の拡大、収益性の向上を図り、対象者の早期の企業再生を図るビジネスプランを提案しました。

全国保証は、かねてより経営資源の選択と集中を検討しておりましたが、公開買付者のビジネスプランのもとで事業の再構築を行うことが対象者の企業価値の向上につながるとして、本公開買付けに応募する旨の意向

を表明しております。

また、対象者の経営陣とも上記方針について協議を重ね、本公開買付けを友好的に進めることで合意しており、平成20年2月14日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議がなされております（なお、対象者取締役である尾崎田貴男氏は、本公開買付けに応募することに同意している全国保証より派遣されていることに鑑み、本公開買付けに関する対象者取締役会の審議には出席せず、また、対象者取締役会における上記決議には、特別利害関係人として参加しておりません。）。

公開買付者は、貸金業界においては、今後一層の淘汰が進むと予測しておりますが、対象者に公開買付者が今まで培った資金調達手法・ネットワーク、経営の効率化と改善のノウハウを導入することにより、その経営再建を図ることは可能と考えています。対象者のプラットフォームを活用すれば、淘汰される同業者の受け皿になることも可能であり、対象者には様々な可能性があると考えます。

現時点において想定する具体的施策は、以下の通りです。

① ニューマネーの注入による不動産担保ローン事業の拡大、活性化

公開買付者は、良好な関係を有する邦銀等の金融機関からの新規融資及び不動産担保ローンの流動化・証券化による中・長期的な安定的資金の調達を予定しており、これにより対象者の融資残高を大幅に増加させて、利息収入を伸ばす予定です。当面は、無担保ローンを控え、短期的な事業資金目的の不動産等の有担保ローンに集中し、貸し倒れリスクを抑えます。対象者の保有する営業債権の流動化の具体策については、本公開買付け成立後速やかに実行すべく関係者と準備を進めており、今後対象者を通じて適時かつ適切に公表していく所存です。

② 保証業務の拡充

対象者は、既にいくつかの金融機関との間で個人事業者向け融資に対する保証業務を行っておりますが、融資実行時に受領する保証手数料収入を超える代位弁済が多発し、収益の柱には育っておりません。公開買付者は、同種の保証業務を経験しており、その中で収益を上げてきたことから、公開買付者がかざか F にて実施してきた融資残高及び期間に応じて保証手数料が受領できる業務形態にビジネスモデルを変更することにより、保証業務を拡大することが可能と考えています。

③ 積極的 M&A、貸付債権譲受を通じた資産規模の拡大

公開買付者は、同業他社の企業買収及び営業貸付債権の取得を経験しており、また、業界内に多くのネットワークを有しています。購入機会に恵まれれば、取得条件の検討、交渉を公開買付者自ら行い、取締役会への上程も迅速に行うことができます。対象者が上場会社である利点を生かし、様々な方法により資金調達をしながら、他社の貸付債権をバルクセルなどの手法により取得することにより効率的に対象者の資産規模を拡大し、収益のかさ上げを図ることが可能と考えています。

④ アドバンテッジパートナーズとの協力体制の構築

上記の通り、公開買付者は、現在、アドバンテッジパートナーズの 100%子会社であるかざか F の代表取締役を務めており、アドバンテッジパートナーズとの関係は、極めて良好です。本公開買付けが成立し、対象者の取締役に就任する際には、かざか F の代表取締役は辞任する予定ですが、アドバンテッジパートナーズとは、今後も協力体制を築くべく協議する意向です。

公開買付者は、本公開買付けにおける買付価格（以下「本買付価格」といいます。）を決定するに当たって、対象者の株価の動向等を調査・検討したうえ、対象者に係る財務・資産・経営状況に加え、将来収益、市場株価及び株式市場での出来高等を総合的に考慮した結果、対象者の属する貸金業界全体の直面する厳しい経営環境に鑑み、将来収益をベースとするいわゆるディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式を採用することは

適切ではないと判断しました。また、修正簿価純資産方式についても、原則として清算価値の算定に適する方式であり、営業を継続する対象会社に適するとは言えないことに加え、対象者の貸借対照表上の資産の多くは営業貸付金であり、それを個別に時価で評価することは、やはり、貸倒引当金の増加及び過払利息の返還請求が多発する中、困難であり、適切に評価ができないと判断しました。

そこで、市場株価が対象会社株式の最も客観的かつ合理的な価値であると判断し、対象者の過去 1 年間の株価推移を検討したところ、対象者の株価の 1 ヶ月の終値の単純平均値（小数点以下第 1 位切上げ。以下同じ。）は、平成 19 年 1 月及び同年 7 月においてそれぞれ 163 円、113 円であるのに対し、平成 20 年 1 月は 41 円でした。直近の 3 ヶ月の平成 19 年 11 月、12 月及び平成 20 年 1 月で見ると、それぞれ 58 円、49 円、41 円であり、下落傾向に歯止めがかかっていないことが確認されました。また、対象者の株価（終値）は、平成 20 年 1 月 17 日には 32 円をつけましたが、翌 18 日には、25%上昇し 40 円になるなど、日によって変動幅も小さくありません。

平成 20 年 2 月に入ってから、40 円台半ば近辺の終値をつけて一旦安定の兆しを見せておりましたが、対象者の同月 8 日付平成 20 年 3 月期第 3 四半期の財務・業績の概況の発表を受け、同日の終値は 53 円をつけ、一層不安定さを増しています。

この中で、平成 20 年 2 月 14 日には、対象者の子会社である株式会社野村エステート・ファイナンス（以下「野村エステート・ファイナンス」といいます。）の保有株式 1,050 株全てを、同社の設立時の親会社であり、対象者への譲渡人であった全国保証に対し、今回の対象者との資本関係の解消を契機に、本公開買付けの成立を停止条件として、一括して譲渡することが決定されております。

対象者のこのような株価推移等に基づき鑑み、特定大株主である全国保証と交渉・協議を行った結果、直近平成 20 年 1 月 15 日から 2 月 13 日の約 1 ヶ月間（21 営業日）の終値の単純平均値 43 円を本買付価格として妥当と決定しました。

なお、対象者株式の平成 20 年 2 月 13 日の大阪証券取引所第二部における終値は、47 円でした。

公開買付者は、本公開買付成立後、公開買付者が今までに培った貸金事業会社の企業再生のノウハウをもとに、対象者の早期の事業再生を目指します。

対象者の現在の経営陣には、これまでの経験とノウハウを生かし、引き続き企業の再生に尽力していただく予定であり、全国保証常務取締役を兼任されている尾崎田貴男氏を除き、その体制は維持される見込みです。

対象者における企業再生を推進するため、更に、平成 20 年 6 月に開催が予定される対象者の定時株主総会において、現在の役員らに加えて、公開買付者が対象者との協議を経た上での指名する者最大 3 名（公開買付者を含みます。）を新たに取締役として選任する旨の議案を上程していただき、当該議案が可決されれば、その直後に開催される取締役会において、公開買付者を現在の代表取締役である岡本隆男氏と共に代表取締役に選任していただくことを予定しております。

なお、本公開買付けの後における対象会社の株式の追加取得につきましては、現段階では予定しておりません。公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株式等に上限を設定しており、本公開買付け後においても、対象会社株式の上場は維持される見込みであり、業績の改善及び適切な企業価値向上策を取っていきます。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社イッコー	
② 事業内容	中小企業向け商工ローン	
③ 設立年月日	1977 年 3 月 18 日	
④ 本店所在地	大阪市中央区南本町一丁目 3 番 17 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡本 隆男	
⑥ 資本金	4,392 百万円（平成 19 年 9 月 30 日現在）	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成 19 年 9 月 30 日現在）	全国保証株式会社	50.66%
	日本振興銀行株式会社	4.77%
	大阪証券金融株式会社	2.48%
	クレディアグリコールスイスエスエー （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行）	2.44%
	イーエフジーバンク （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行）	2.24%
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	1.19%
	株式会社ジェイ・フェイス	0.88%
	柿本 節子	0.74%
	マネックス証券株式会社	0.70%
	水谷 邦彦	0.69%
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 20 年 2 月 15 日（金曜日）から平成 20 年 3 月 13 日（木曜日）（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 20 年 3 月 28 日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

1 株につき 4 3 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本買付価格である 1 株 4 3 円を決定するに当たって、公開買付者は、対象者の株価動向等を調査・検討したうえ、対象者に係る財務・資産・経営状況に加え、将来収益、市場株価及び株式市場での出来高等を総合的に考慮した結果、対象者の属する貸金業界全体の直面する厳しい経営環境に鑑み、将来収益をベースとするいわゆるディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式を採用することは適切ではないと判断しました。また、修正簿価純資産方式についても、原則として清算価値の算定に適する方式であり、営業を継続する対象会社に適するとは言えないことに加え、対象者の貸借対照表上の資産の多くは営業貸付金であり、それを個別に時価で評価することは、やはり、貸倒金の増加及び過払利息の返還請求が多発する中、適切に評価ができないと判断しました。

そこで、市場株価が対象会社株式の最も客観的かつ合理的な価値であると判断し、対象者の過去 1 年間の株価推移を検討したところ、対象者の株価の 1 ヶ月の終値の単純平均値（小数点以下第 1 位を切上げ。以下同じ。）

は、平成 19 年 1 月及び同年 7 月がそれぞれ 163 円、113 円であるのに対し、平成 20 年 1 月は 41 円でした。直近の 3 ヶ月の平成 19 年 11 月、12 月及び平成 20 年 1 月で見ると、それぞれ 58 円、49 円、41 円であり下落傾向に歯止がかかっていないことを確認しました。また、対象者の株価（終値）は、平成 20 年 1 月 17 日には 32 円をつけましたが、翌 18 日には、25%上昇し 40 円になるなど、日によって変動幅も小さくありません。

平成 20 年 2 月に入ってから、40 円台半ば近辺の終値をつけて一旦安定の兆しを見せておりましたが、対象者の同月 8 日付平成 20 年 3 月期第 3 四半期の財務・業績の概況の発表を受け、同日の終値は 53 円をつけ、一層不安定さを増しています。

この中で、平成 20 年 2 月 14 日には、対象者の子会社である株式会社野村エステート・ファイナンス(以下「野村エステート・ファイナンス」といいます。)の保有株式 1,050 株全てを、同社の設立時の親会社であり、対象者への譲渡人であった全国保証に対し、今回の対象者との資本関係の解消を契機に、本公開買付けの成立を停止条件として、一括して譲渡することが決定されております。

対象者のこのような株価推移等に基づき、特定大株主である全国保証と交渉・協議を行った結果、直近平成 20 年 1 月 15 日から 2 月 13 日の約 1 ヶ月間（21 営業日）の単純平均終値 43 円を本買付価格として妥当と決定しました。

なお、対象者株式の平成 20 年 2 月 13 日の大阪証券取引所第二部における終値は、47 円でした。

② 算定の経緯

公開買付者は、対象者から対象者の業務・財務に関する資料提供を受け、対象者に対する投資及びその条件等についての検討、企業再生実行の可能性について協議・検討してきました。

その上で、公開買付者は、対象者の市場株価、財務状況、事業の将来収益性、株式市場動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、平成 20 年 1 月中旬から 2 月上旬までの間、対象者の大株主である全国保証との間で、上記「算定の基礎」で説明した本買付価格の根拠を協議、検討した結果、本買付価格について合意するに至り、平成 20 年 2 月 14 日付けで、最終的に、本買付価格を 1 株あたり 43 円と決定しました。

なお、当該買付価格の算定に際しては、第三者の意見の聴取等を行っておりません。

③ 算定機関との関係

関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
16,591,000（株）	13,854,000（株）	16,591,000（株）

(注 1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」（13,854,000 株。以下「買付予定の下限」といいます。）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が株式に換算した買付予定の上限（16,591,000 株。以下「買付予定総数」といいます。）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としておりません。

(注 3) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

	区分	議決権の数
①	買付け等前における公開買付者の所有株券等にかかる議決権の数	0 個
②	買付け等前における株券等所有割合 ①÷⑤	0.00%
③	買付予定の株券等に係る議決権の数	16,591 個
④	買付け等後における株券等所有割合 (①+③) / ⑤	60.42%
⑤	対象者の総株主の議決権の数	27,458 個

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定総数(16,591,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成19年12月27日に提出した第32期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載したものです)です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

713,413,000 円

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

② 決済の開始日

平成20年3月24日(月曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成20年4月7日(月曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、みずほインベスターズ証券株式会社(以下「公開買付代理人」といいます。)から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人の本店又は全国各支店に株券を持ち込むことにより、応募された以外のケースについては、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日から起算して5営業日以後)、速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還します。又は、当該株券が応募の時点において公開買付代理人(もしくは公開買付代理人を通じて機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。なお、応募の時点で、機構への預託を了解いただいた株券について、名義人は異なりますので、ご了承ください。

公開買付代理人の本店又は全国各支店に株券を持ち込むことにより応募したケースについては、決済の開始日以後で、偽造情報等照合が完了次第、ご希望により、速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還いたします。また、持ち込まれた株券は、応募者の了解の下で機構に預託いたしますので、返還される株券の名義人は提出された株券とは異なりますのでご注意ください。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限（13,854,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定総数（16,591,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元（1,000 株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定総数に満たないときは、買付予定総数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定総数を超えることとなる場合には、買付予定総数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定総数を超えるときは、買付予定総数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定総数を下回ることとなる場合には、買付予定総数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 5 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前に応募を受けた株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに、公開買付け代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件といたします。なお、公開買付者は応募株主による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 20 年 2 月 15 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13 番 16 号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しています。

また、公開買付者は、対象者の株主である全国保証からその保有する全株式（14,010,000株）について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成 19 年 7 月 20 日に対象者及び対象者の連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、証券取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 12 号及び第 19 号の規定に基づき臨時報告書を提出しております。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです。

１）当該事象の発生年月日

平成 19 年 3 月 31 日

２）当該事象の内容

対象者は、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成 18 年 10 月 13 日 業種別委員会報告第 37 号）が公表されたことに伴い、前中間会計期間末（平成 18 年 9 月 30 日）には利息返還損失引当金を 615 百万円計上しておりました。

しかしながら、第 3 四半期以降の利息返還請求が予想以上に増加したことを踏まえ、利息返還損失引当金の見積り額を保守的に再度見直した結果、特別損失として利息返還損失引当金繰入額を 2,852 百万円計上したことにより、平成 19 年 3 月期末の当該引当金を 2,852 百万円計上することとしました。

３）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成 19 年 3 月期連結損益計算書及び平成 19 年 3 月期損益計算書において、特別損失として利息返還損失引当金繰入額 2,852 百万円を計上いたしました。

- ② 対象者は、平成 19 年 12 月 27 日に半期報告書を提出しております。当該半期報告書に基づく、対象者の中間連結損益の状況は以下のとおりです。

１）損益の状況

中間連結会計期間	平成 19 年 9 月期 (第 32 期中)
売上高(営業収益) (千円)	1,821,826
売上原価(営業費用) (千円)	500,284
販売費及び一般管理費 (千円)	1,282,762
営業外収益 (千円)	5,984
営業外費用 (千円)	6,107
中間(当期)純損失 (千円)	△24,349

２）１株当たりの状況

中間連結会計期間	平成 19 年 9 月期 (第 32 期中)
１株当たり中間純損失	△0 円 88 銭
１株当たり中間配当額	0 円
１株当たり純資産額	234 円 20 銭

③ 対象者は、平成 20 年 2 月 8 日に大阪証券取引所において、平成 20 年 3 月期第 3 四半期財務・業績の概況（連結）を発表しております。当該公表の内容の概要は、以下のとおりです。なお、以下の内容は、対象者の公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、またかかる検証を行っておりません。

1) 平成 20 年 3 月期第 3 四半期連結業績（平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日）

①連結経営成績

	営業収益	営業利益	経常利益	四半期（当期）純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
20 年 3 月期第 3 四半期	2,635 (△29.9)	63 (△88.2)	69 (△86.6)	28 (—)
19 年 3 月期第 3 四半期	3,760 (53.3)	537 (292.6)	517 (272.3)	△881 (—)
19 年 3 月期	4,968	516	499	△3,094

	1 株当たり四半期（当期）純利益	潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益
	円 銭	円 銭
20 年 3 月期第 3 四半期	1 05	— —
19 年 3 月期第 3 四半期	△32 73	— —
19 年 3 月期	△114 22	— —

②連結財政状態

	総資産（百万円）	純資産（百万円）	自己資本比率（%）	1 当たり純資産
				円 銭
20 年 3 月期第 3 四半期	22,271	7,843	29.2	236 06
19 年 3 月期第 3 四半期	40,218	9,921	21.6	315 82
19 年 3 月期	34,353	7,838	18.9	235 55

③連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー （百万円）	投資活動による キャッシュ・フロー （百万円）	財務活動による キャッシュ・フロー （百万円）	1 当たり純資産 （百万円）
20 年 3 月期第 3 四半期	10,950	△14	△11,193	1,855
19 年 3 月期第 3 四半期	△4,098	△447	5,188	2,733
19 年 3 月期	△2,069	△427	2,518	2,112

2) 配当の状況

(基準日)	1 株当たり配当金
	第 3 四半期
	円 銭
19 年 3 月期第 3 四半期	— —
20 年 3 月期第 3 四半期	— —

④ 子会社の異動

対象者は、平成 20 年 2 月 14 日に、子会社である野村エステート・ファイナンスの所有株式全て(所有割合 52.5%)を平成 20 年 2 月 14 日付停止条件付株式売買等契約書に基づき、対象者株式に対する公開買付けが成立することを条件として、全国保証に譲渡することを取締役会にて決議したことを公表しています。

⑤ 対象者は、平成 20 年 2 月 14 日に、特別損失の発生ならびに平成 20 年 3 月期通期業績予想の修正を取締役会にて決議したことを公表しています。

以 上